

名古屋市告示第121号

土壤汚染等対策指針の改正について

土壤汚染等対策指針（平成15年名古屋市告示第413号。以下「指針」という。）の全部を次のように改正します。この指針は平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月11日

名古屋市長 河 村 た か し

土壌汚染等対策指針

第1 趣旨

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第52条第1項の規定に基づき、特定有害物質による土壌又は地下水の汚染により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査、当該汚染の除去等の措置等を定めるものとする。なお、この指針で使用する用語は、条例及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

第2 土壌汚染等調査

条例第54条第2項並びに第55条第1項及び第2項の規定による土壌汚染等調査の方法は、次に定めるとおりとする。

1 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握

- (1) 土壌汚染等調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、当該土壌汚染等調査の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。
- (2) 調査実施者は、前号の規定により把握した情報により、調査対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。ただし、条例第54条第2項の規定による命令に基づき土壌汚染等調査を行う場合には、当該命令に係る規則第48条の書面に記載された特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。

(3) 調査実施者は、第1号の規定により把握した情報により、調査対象地を当該調査対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次に掲げる区分に分類するものとする。

ア 当該土地が特定有害物質等取扱工場等において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌（以下「基準不適合土壌」という。）が存在するおそれがないと認められる土地

イ 当該土地が特定有害物質等取扱工場等において特定有害物質の製造、使用又は処理に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

ウ ア及びイに掲げる土地以外の土地

2 試料採取等を行う区画の選定

(1) 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

(2) 前号の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下「単位区画」という。）であって隣接するものの面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を1の単位区画とすることができる。ただし、当該1の単位区画を調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。

(3) 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

ア 前項第3号ウに掲げる土地を含む単位区画

イ 前項第3号イに掲げる土地を含む単位区画（アに掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める単位区画

(ア) 前項第2号の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）が第一種特定有害物質（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法施行規則」という。）第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質をいう。以下同じ。）である場合 次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画

a 第1号の規定により調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「30メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該30メートル格子の中心を含む単位区画

b 30メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか1区画

(イ) 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。以下同じ。）又は第三種特定有害物質（同号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。以下同じ。）である場合 次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画

a 30メートル格子内にある一部対象区画の数が6以上である場合 当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか5区画

b 30メートル格子内にある一部対象区画の数が5以下である場合 当該30メートル格子内にあるすべての一部対象区画

3 土地の形質の変更時の調査に係る特例

調査実施者は、条例第55条第1項又は第2項に基づき土壤汚染等調査を行う場合において、同条第1項又は第2項に規定する土地の形質の変更に係る土地の区域内に調査対象地が複数あるときは、前項第1号本文の規定にかかわらず、当該複数ある調査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することができる。

4 試料採取等の実施

- (1) 調査実施者は、第2項第3号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壤について、次のアからウまでに掲げる試料採取等対象物質に応じ、当該アからウまでに定める試料採取等を行うものとする。

ア 第一種特定有害物質 土壤中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤ガス調査」という。）

イ 第二種特定有害物質 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤溶出量調査」という。）並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壤含有量調査」という。）

ウ 第三種特定有害物質 土壤溶出量調査

- (2) 土壤ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 試料採取等区画の中心（第1項第1号の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壤中の気体（当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水）を、平成15年環境省告示第16号で定める方法により採取すること。

イ アの規定により採取した気体又は地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、平成15年環境省告示第16号又は同第17号で定める方法に

より測定すること。

(3) 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌（地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。）を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ5センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取すること。

イ アただし書の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

ウ 第2項第3号（同号イ（イ）に係る部分に限る。）の規定により30メートル格子内にある2以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該2以上の単位区画に係るアの規定により採取された土壌（イに規定する場合には、イの規定により混合された土壌）をそれぞれ同じ重量混合すること。

エ アからウまでの規定により採取され、又は混合された土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定すること。

(4) 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 前号アからウまでに定めるところにより、試料採取地点の土壌を採取し、及び混合すること。

イ アの規定により採取され、又は混合された土壌に含まれる試料採取等対象物質の量を、平成15年環境省告示第19号で定める方法により測定すること。

(5) 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、第2号ア、第3号ア及び前号アの規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における任意の地点におい

て行う土壌その他の試料の採取をもって、これらの規定に規定する土壌その他の試料の採取に代えることができる。

5 30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等

- (1) 調査実施者は、第2項第3号（同号イ(ア)に係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壌ガス調査を行うものとする。
- (2) 調査実施者は、第2項第3号（同号イ(イ)に係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うものとする。
- (3) 前項第5号の規定は、前2号の規定による土壌ガス調査、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査に係る土壌その他の試料の採取について準用する。

6 土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定

- (1) 調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、気体又は地下水から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに基準不適合土壌が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、当該試料採取等対象物質に係る試料採取等を行うものとする。
- (2) 前号の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 当該地点において、次の土壌（(ア)及び(イ)にあつては、地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。）の採取を行うこと。

- (㉞) 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌）
- (㉟) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ50センチメートルの土壌）
- (㊱) 深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）
- (㊲) 帯水層の底面の土壌（地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

イ アの規定により採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する当該試料採取等対象物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定すること。

7 試料採取等の結果の評価

- (1) 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、前項第2号イの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次のア又はイのいずれかに該当するときは、当該土壌ガス調査を行った試料採取等区画（同号イの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準に適合するものであった場合における当該試料採取等区画の区域を除く。）の区域を、当該試料採取等対象物質について当該ア又はイに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（イに掲げる場合を除く。）

土壌溶出量基準

イ 第二溶出量基準（法施行規則第9条第1項第2号に規定する第二溶出量基準をいう。以下同じ。）に適合しなかったとき 第二溶出量基

準

- (2) 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査（第2項第3号（同号イ（イ）に係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行った単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該アからウまでに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（イに掲げる場合を除く。）

土壌溶出量基準

イ 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

ウ 土壌含有量基準に適合しなかったとき 土壌含有量基準

8 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壌汚染等調査に係る特例

- (1) 調査実施者は、第1項第1号及び第2号の規定により、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。この項において同じ。）であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、第2項第3号、第4項第1号イ及び第3号から第5号まで並びに第5項第2号及び第3号の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

ア 調査実施者は、調査対象地の最も離れた2つの単位区画を含む30メートル格子（調査対象地が1の30メートル格子内にある場合にあつては、当該30メートル格子）の中心を含む単位区画（当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該30メートル格子内にある単位区画のうちいずれか1区画）について、試料採取等の対象とすること。ただし、第2項第1号の規定により調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して900メー

トル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「900メートル格子」という。）のうち1の900メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該2つの単位区画が含まれない場合にあっては、調査対象地を含む900メートル格子ごとに、当該900メートル格子の最も離れた2つの単位区画を含む30メートル格子の中心を含む単位区画（当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該30メートル格子内にある単位区画のうちいずれか1区画）について、試料採取等の対象とすること。

イ 調査実施者は、アの規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める土壌の採取を行うこと。

(ア) 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壌

a 表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌

b 深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壌

(イ) 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合 (ア)の土壌のうち当該地層内にある土壌 ((ア)の土壌が当該地層内にない場合にあっては、当該地層内の任意の位置の土壌)

ウ イ(イ(ア)aに係る部分に限る。)の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

エ イ及びウの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第18号で定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第19号で定める方法により、それぞれ測定すること。

(2) 調査対象地内に土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む

単位区画がある場合には、前号の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもって、同号の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならない。

- (3) 第1号エの規定による測定又は前号の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地（第1号アただし書に規定する場合にあっては、当該900メートル格子内の調査対象地。以下この号及び第13項第4号において同じ。）の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア 第1号エの規定による測定又は前号の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画（第1号アただし書に規定する場合にあっては、900メートル格子ごとのいずれかの単位区画。第13項第3号アにおいて同じ。）の区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む30メートル格子内にあるすべての単位区画

イ 30メートル格子の中心を含む単位区画（当該30メートル格子の中心が調査対象地内にない場合にあっては、当該30メートル格子内にある単位区画のうちいずれか1区画）の中心において第1号イからエまでの規定により第二種特定有害物質に係る試料採取等を行った結果、同号イからエまでの測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものである場合における当該単位区画を含む30メートル格子内にあるすべての単位区画

- (4) 第1号イ又は前号イの単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において第1号イの土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号イの規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号イの土壌の採取をもって、同号イに規定する土壌の採取に代えることができる。

9 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壌汚染等調査に係る特例

- (1) 調査実施者は、第1項第1号及び第2号の規定により、調査対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来するおそれがあると認められるときは、第2項第3号及び第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

ア 調査実施者は、調査対象地の区域を、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。

(ア) 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画

a 30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該30メートル格子の中心を含む単位区画

b 30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該30メートル格子内にある単位区画のうちいずれか1区画

(イ) 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次のa又はbに掲げる場合の区分に応じ、当該a又はbに定める単位区画

a 30メートル格子内にある単位区画の数が6以上である場合 当該30メートル格子内にある単位区画のうちいずれか5区画

b 30メートル格子内にある単位区画の数が5以下である場合 当該30メートル格子内にあるすべての単位区画

イ 調査実施者は、アの規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める土壌の採取を行うこと。

(ア) ア(ア)に該当する場合 次に掲げる土壌

a 表層の土壌

b 深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壌（地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

c 帯水層の底面の土壌（地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

(イ) ア(イ)に該当する場合 次に掲げる土壌

a 表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌

b 深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壌（地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

c 帯水層の底面の土壌（地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

ウ イ(イ(イ)aに係る部分に限る。)の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

エ ア(ア(イ)に係る部分に限る。)の規定により30メートル格子内にある2以上の単位区画が試料採取等の対象とされた単位区画である場合にあっては、当該2以上の単位区画に係るイ(イ)の規定により採取された土壌（ウに規定する場合には、ウの規定により混合された土壌）をイ(イ)に掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。

オ イからエまでの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第18号で定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第19号で定める方法により、それぞれ測定すること。

(2) 第1号オの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第7項第2号アからウまでのいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該30メートル格

子内にあるすべての単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について同号アからウまでに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- (3) 第1号イの単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において同号イの土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号イの規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号イの土壌の採取をもって、同号イに規定する土壌の採取に代えることができる。

10 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略

- (1) 調査実施者は、第1項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定による調査対象地の土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次号において「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。
- (2) 前号の規定により調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質（調査実施者が条例第55条第1項又は第2項に基づき土壌汚染等調査を行う場合であって、第1項第1号の規定による調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を行わなかったときは、特定有害物質。）について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

11 第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例

- (1) 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第2項第3号、第4項第1号ア、同項第2号及び第5号、第5項第1号及び第3号並びに第6項第1号の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、第1項第3号イ及びウに掲げる土地を含む単位区画の中心（第1項第1号の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

(2) 第6項第2号の規定は、前号の試料採取等について準用する。

(3) 第1号の規定により試料採取等を行った場合であって、前号において準用する第6項第2号イの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次のア又はイのいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物質について当該ア又はイに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（イに掲げる場合を除く。）

土壌溶出量基準

イ 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

12 試料採取等を行う区画の選定等の省略

(1) 調査実施者は、第2項第3号及び第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

(2) 前号の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域（すべての区域が第1項第3号アに掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(3) 調査実施者は、第1項第1号の規定により把握した情報により、調査対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地が当該造成時の水面埋立て用材料に含まれる特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、第9項第1号の規定にかかわらず、同号の規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

(4) 前号の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準（調査対象地が昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1

項に規定する廃棄物をいう。)が埋め立てられている場所を除く。)であり、かつ、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるものにあつては、土壌溶出量基準)及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

13 試料採取等の省略

- (1) 調査実施者は、第4項から第6項までの規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

ア 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されていること、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであること。

イ 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであること。

ウ 第6項第2号イの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しないものであること。

- (2) 前号の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域(次に掲げる単位区画及びすべての区域が第1項第3号アに掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。)を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった単位区画

イ 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査(第2項第3号(同号イ(イ)に係る部分に限る。)の規定による試料採取等区画に係るものを除く。)において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有

害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった単位区画

ウ 第2項第3号（同号イ（ア）に係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画

エ 第2項第3号（同号イ（イ）に係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画

オ 第6項第2号イの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合するものであった地点を含む単位区画

(3) 調査実施者は、第8項第1号又は第9項第1号の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

ア 第8項第1号エの規定による測定又は同項第2号の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

イ 第9項第1号オの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであること。

(4) 前号の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準（前項第4号括弧書に規定する土地以外の土地において第9項第1号オの規定による測定を行った場合にあっては、第

二溶出量基準）及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア 第8項第1号エの規定による測定又は同項第2号の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む30メートル格子内にあるすべての単位区画

イ 第9項第1号オの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む30メートル格子内にあるすべての単位区画

14 条例施行前に行われた調査の結果の利用

調査対象地において、条例の施行前に第4項から第6項まで及び第8項第1号若しくは第9項第1号の規定による試料採取等と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であって、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなす。

第3 大規模な土地の形質の変更時の調査

条例第57条第1項の規定による調査の方法は、次に定めるとおりとする。

1 調査の対象となる土地の範囲

調査の対象となる土地は、土地の形質の変更をしようとする範囲（以下「形質変更予定地」という。）とする。

2 工場等の設置の状況その他の土地の利用の履歴

3,000平方メートル以上の土地の形質の変更をしようとする者（以下「大規模土地形質変更者」という。）は、形質変更予定地について、登記簿、過去の地図、航空写真その他の資料により、工場等の設置の状況その他の当該土地の利用の履歴を把握するものとする。

3 特定有害物質等の取扱いの状況

大規模土地形質変更者は、形質変更予定地に過去に設置されていた工場等において特定有害物質等が取り扱われていた可能性がある場合には、当該工場等に係る台帳類及び資料の閲覧、当該工場等の設置者等への聞き取り等により、形質変更予定地における特定有害物質等の取扱いの有無を確認し、取扱いがあった場合には次に掲げる事項を可能な限り把握するものとする。

(1) 特定有害物質等を取り扱っていた工場等の概要

- ア 工場等の名称、所在地、連絡先
- イ 業種、主要製品
- ウ 事業開始・終了年月日
- エ 工場等の配置、工場等の建屋内設備配置

(2) 工場等の特定有害物質等の取扱いの状況

大規模土地形質変更者は、形質変更予定地に過去に設置されていた工場等における特定有害物質等の取扱いの状況を特定有害物質の種類ごと（排出状況にあつては、排水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと）に、別表 1 の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる内容について把握するものとする。

4 過去の調査の結果等

大規模土地形質変更者は、現在までに実施された土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査の結果、地表の高さの変更や地質に関する資料、その他参考となる資料についても可能な限り入手、整理するものとする。

第 4 自主調査

自主調査は、指定調査機関（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第 4 条第 2 項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）に第 2 に定めるところにより実施させることが望ましい。

第 2 第 1 項から第 6 項までの規定にかかわらず土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等が省略された場合における試料採取等の結果の評価は、自主調査が実施された土地において予定され

ている土地の形質の変更（盛土を除く。）に係る土地（土地の形質の変更が予定されていない場合にあつては、当該自主調査が行われた土地と一筆である土地）（以下「自主調査対象地」という。）について第2第10項、第12項及び第13項の規定により行うものとする。ただし、第2第1項第1号の規定による土壤汚染のおそれの把握と同等程度の精度をもって土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報が把握され、当該情報により、自主調査対象地が基準不適合土壤が存在するおそれがないと認められる土地に分類される場合であつて、自主調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自主調査対象地を、当該自主調査の対象とされた特定有害物質の種類について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1) 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。）

土壤溶出量基準

(2) 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準

(3) 土壤含有量基準に適合しなかったとき 土壤含有量基準

第5 汚染の除去等の措置

1 条例第58条の2第2項の規定により示された汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの

条例第58条の2第3項の土壤汚染等対策指針で定める汚染の除去等の措置は、別表2の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める汚染の除去等の措置とする。

2 健康被害防止措置等に関する技術的基準

条例第58条の2第5項の健康被害防止措置等に関する技術的基準は、次項から第6項までに定めるところによる。

3 汚染の除去等の措置

別表2の左欄に掲げる土地において講ずべき汚染の除去等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。

4 措置の実施の方法

別表2の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表の2の項に規定す

る原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の 3 の項に規定する遮断工封じ込め、同表の 4 の項に規定する不溶化、同表の 7 の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の 8 の項に規定する土壌入換え並びに同表の 9 の項に規定する盛土の実施の方法は、別表 4 に定めるところによる。

5 廃棄物埋立護岸において造成された土地における汚染の除去等の措置

次に掲げる基準に従い港湾法（昭和25年法律第218号）第 2 条第 5 項第 9 号の 2 に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であつて、同法第 2 条第 1 項に規定する港湾管理者が管理するものについては、前 2 項に定める汚染の除去等の措置が講じられている土地とみなす。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の 2 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準

(2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第 2 項第 4 号に規定する基準

6 担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置

市長が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であつて、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対し、条例第58条の 2 第 2 項の規定により当該措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置を示すときは、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、当該措置管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない場合にあっては別表 2 の 1 の項に規定する地下水の水質の測定、当該措置管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない場合にあっては同表の 7 の項に規定する立入禁止を示すものとする。

第 6 措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止

1 措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止の例外

条例第58条の3第2号の土壤汚染等対策指針で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

ア 健康被害防止措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

イ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第43条第1号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ウにおいて同じ。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

ウ 土地の形質の変更であって、その深さが3メートル以上（イの市長の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

(2) 健康被害防止措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が平成23年環境省告示第53号で定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

(3) 次のいずれかに該当する措置管理区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が平成23年環境省告示第53号で定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

ア 別表2の1の項の左欄に掲げる土地に該当する措置管理区域であつて、地下水の水質の測定が講じられているもの

イ 別表2の1の項から4の項まで及び6の項の左欄に掲げる土地（同表の1の項の左欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する措置管理区域であつて、原位置封じ込めが講じられているもの（別表4の2の項の右欄に掲げる原位置封じ込めに係る工程のうち、キ及びク以外の工程が完了しているものに限る。）

ウ 別表2の1の項から4の項まで及び6の項の左欄に掲げる土地（同

表の 1 の項の左欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する措置管理区域であつて、遮水工封じ込めが講じられているもの(別表 4 の 3 の項の右欄に掲げる遮水工封じ込めに係る工程のうち、キ及びク以外の工程が完了しているものに限る。)

エ 別表 2 の 1 の項から 6 の項までの左欄に掲げる土地に該当する措置管理区域であつて、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

オ 土壤汚染の除去が講じられている措置管理区域(別表 4 の 5 の項の右欄第 1 号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去に係る工程のうち、ウ以外の工程が完了しているもの、又は同欄第 2 号に掲げる原位置での浄化による除去に係る工程のうち、ウ以外の工程が完了しているものに限る。)

カ 別表 2 の 1 の項及び 3 の項から 6 の項までの左欄に掲げる土地(同表の 1 の項の左欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する措置管理区域であつて、遮断工封じ込めが講じられているもの(別表 4 の 6 の項の右欄に掲げる遮断工封じ込めに係る工程のうち、ク及びケ以外の工程が完了しているものに限る。)

キ 別表 2 の 1 の項及び 4 の項の左欄に掲げる土地(同表の 1 の項の左欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する措置管理区域であつて、不溶化が講じられているもの(別表 4 の 7 の項の右欄第 1 号に掲げる原位置不溶化に係る工程のうち、オ以外の工程が完了しているもの、又は同欄第 2 号に掲げる不溶化埋め戻しに係る工程のうち、オ以外の工程が完了しているものに限る。)

2 帯水層の深さに係る確認の申請

- (1) 前項第 1 号イの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した帯水層の深さに係る確認申請書(指針第 1 号様式)を提出しなければ

ならない。

ア 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 措置管理区域の所在地

ウ 措置管理区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由

エ ウの地下水位の観測の結果

オ 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ

(2) 前号の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

ア 前号ウの井戸の構造図

イ 前号ウの井戸を設置した地点を明らかにした当該措置管理区域の図面

ウ 前号オの帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

(3) 市長は、第1号の申請があったときは、同号ウの井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同号エの観測の結果からみて前号ウの帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前項第1号イの確認をするものとする。

(4) 市長は、前項第1号イの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを市長に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

(5) 市長は、前項第1号イの確認をした後において、前号の規定による報告その他の資料により当該確認に係る措置管理区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前号の規定による報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

3 土地の形質の変更に係る確認の申請

(1) 第1項第2号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し

た健康被害防止措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書（指針第2号様式）を提出しなければならない。

ア 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる健康被害防止措置等を含む。ウを除き、以下この項において同じ。）を行う措置管理区域の所在地

ウ 土地の形質の変更の種類

エ 土地の形質の変更の場所

オ 土地の形質の変更の施行方法

カ 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日

(2) 前号の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

ア 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした措置管理区域の図面

イ 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

(3) 市長は、第1号の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第1項第2号の確認をするものとする。

ア 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる健康被害防止措置等との間に一体性が認められること。

イ 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が平成23年環境省告示第53号で定める基準に適合していること。

ウ 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が条例第58条の2第1項の期限に照らして適当であると認められること。

4 土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請

(1) 第1項第3号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書（指針第3号様式）を提出しなければならない。

ない。

ア 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 土地の形質の変更を行う措置管理区域の所在地

ウ 土地の形質の変更の種類

エ 土地の形質の変更の場所

オ 土地の形質の変更の施行方法

カ 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日

キ 土地の形質の変更を行う措置管理区域において講じられている汚染の除去等の措置

(2) 市長は、前号の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が平成23年環境省告示第53号で定める基準に適合していると認められる場合に限り、第1項第3号の確認をするものとする。

第7 汚染の拡散の防止等の措置

1 条例第58条の5第2項の規定により示された汚染の拡散の防止等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの

条例第58条の5第3項の土壤汚染等対策指針で定める汚染の拡散の防止等の措置は、別表3の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める汚染の拡散の防止等の措置とする。

2 生活環境保全措置等に関する技術的基準

条例第58条の5第5項の生活環境保全措置等に関する技術的基準は、次項から第6項までに定めるところによる。

3 汚染の拡散の防止等の措置

別表3の左欄に掲げる土地において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の拡散の防止等の措置とする。

4 措置の実施の方法

別表3の2の項に規定する地下水汚染の拡散の防止の実施の方法は、別表4に定めるところによる。

5 廃棄物埋立護岸において造成された土地における汚染の拡散の防止等の

措置

次に掲げる基準に従い港湾法第2条第5項第9号の2に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、同法第2条第1項に規定する港湾管理者が管理するものについては、前2項に定める汚染の拡散の防止等の措置が講じられている土地とみなす。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準

(2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する基準

6 担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置

市長が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であって、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対し、条例第58条の5第2項の規定により当該拡散防止管理区域において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置を示すときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず、別表2の1の項に規定する地下水の水質の測定を示すものとする。

第8 拡散防止管理区域内における土地の形質の変更

1 拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為

(1) 条例第58条の7第1項第1号の土壤汚染等対策指針で定めるものは、次に掲げる行為とする。

ア 次のいずれにも該当しない行為

(イ) 汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

(ロ) 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以

上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第43条第1号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。（ウ）において同じ。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

（ウ）土地の形質の変更であって、その深さが3メートル以上（（イ）の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

イ 土地の形質の変更であって、その施行方法が平成23年環境省告示第53号で定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

（2）第6第2項の規定は、前号ア（イ）の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同項第1号イ及びウ並びに第2号イ中「措置管理区域」とあるのは「拡散防止管理区域」と、同項第3号から第5号までの規定中「前項第1号イ」とあるのは「前号ア（イ）」と、同項第5号中「措置管理区域」とあるのは「拡散防止管理区域」と、それぞれ読み替えるものとする。

（3）第6第4項の規定は、第1号イの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同項第1号イ及びキ中「措置管理区域」とあるのは「拡散防止管理区域」と、同項第2号中「第1項第3号」とあるのは「第1号イ」と、それぞれ読み替えるものとする。

（4）第6第1項第1号イの確認に係る措置管理区域が条例第58条の4第1項の規定により拡散防止管理区域として指定された場合においては、当該拡散防止管理区域は、第1号ア（イ）の確認に係る拡散防止管理区域とみなす。

（5）第1号ア（イ）の確認に係る拡散防止管理区域が条例第58条第1項の規定により措置管理区域として指定された場合においては、当該措置管理区域は、第6第1項第1号イの確認に係る措置管理区域とみなす。

2 土地の形質の変更の施行方法に関する基準

条例第58条の7第4項の土壤汚染等対策指針で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該拡散防止管理区域内の帯水層に接しないようにすること。
- (3) 土地の形質の変更を行った後、条例第58条の2第5項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

第9 形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更

1 形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

- (1) 条例第58条の9第1項第1号の土壌汚染等対策指針で定めるものは、次に掲げる行為とする。

ア 次のいずれにも該当しない行為

- (イ) 汚染の除去等の措置又は汚染の拡散を防止するための措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

- (ロ) 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第43条第1号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。（ウ）において同じ。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

- (ハ) 土地の形質の変更であって、その深さが3メートル以上（（ロ）の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1メートル浅い深さ以上）であること。

- イ 土地の形質の変更であって、その施行方法が平成23年環境省告示第53号で定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

- (2) 第6第2項の規定は、前号ア(イ)の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同項第1号イ及びウ並びに第2号イ中「措置管理区域」とあるのは「形質変更時届出管理区域」と、同項第3号から第5号までの規定中「前項第1号イ」とあるのは「前号ア(イ)」と、同項第5号中「措置管理区域」とあるのは「形質変更時届出管理区域」と、それぞれ読み替えるものとする。
- (3) 第6第4項の規定は、第1号イの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同項第1号イ及びキ中「措置管理区域」とあるのは「形質変更時届出管理区域」と、同項第2号中「第1項第3号」とあるのは「第1号イ」と、それぞれ読み替えるものとする。
- (4) 第6第1項第1号イの確認に係る措置管理区域が条例第58条の8第1項の規定により形質変更時届出管理区域として指定された場合においては、当該形質変更時届出管理区域は、第1号ア(イ)の確認に係る形質変更時届出管理区域とみなす。
- (5) 第1号ア(イ)の確認に係る形質変更時届出管理区域が条例第58条第1項の規定により措置管理区域として指定された場合においては、当該措置管理区域は、第6第1項第1号イの確認に係る措置管理区域とみなす。
- (6) 第8第1項第1号ア(イ)の確認に係る拡散防止管理区域が条例第58条の8第1項の規定により形質変更時届出管理区域として指定された場合においては、当該形質変更時届出管理区域は、第1号ア(イ)の確認に係る形質変更時届出管理区域とみなす。
- (7) 第1号ア(イ)の確認に係る形質変更時届出管理区域が条例第58条の4第1項の規定により拡散防止管理区域として指定された場合においては、当該拡散防止管理区域は、第8第1項第1号ア(イ)の確認に係る拡散防止管理区域とみなす。

2 土地の形質の変更の施行方法に関する基準

条例第58条の9第4項の土壤汚染等対策指針で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

- (2) 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤（土壤溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時届出管理区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 規則第53条の7第1号ウ又は第53条の16第4号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

イ 規則第53条の7第1号エに該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が平成23年環境省告示第54号で定める基準に適合するものである場合

- (3) 土地の形質の変更を行った後、条例第58条の2第5項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置又は条例第58条の5第5項の技術的基準に適合する汚染の拡散の防止等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

第10 管理汚染土壤の搬出

1 搬出しようとする土壤の調査

- (1) 条例第60条第1項の土壤汚染等対策指針で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

ア 管理区域内の土地の土壤を掘削する前に当該掘削しようとする土壤を調査する方法（次号並びに次項第1号エ及び第2号アにおいて「掘削前調査の方法」という。）

イ 管理区域内の土地の土壤を掘削した後に当該掘削した土壤を調査する方法（第3号並びに次項第1号オ及び第2号イにおいて「掘削後調査の方法」という。）

- (2) 掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 土壤の掘削の対象となる土地の区域（以下「掘削対象地」という。）について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握すること。

イ アの規定により把握した情報により、掘削対象地を特定有害物質の種類（アの規定により把握した情報により、掘削対象地において土壌の第三種特定有害物質（PCBを除く。以下この項において同じ。）による汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）ごとに次に掲げる区分に分類すること。

(ア) 掘削対象地が浄化等済土壌（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第5条第17号イに規定する浄化等済土壌をいう。）、条例第60条第1項の規定による市長の認定を受けた土壌又は土壌汚染対策法第16条第1項の規定による都道府県知事の認定を受けた土壌により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地

(イ) 掘削対象地が基準不適合土壌以外の土壌（(ア)の土壌を除く。）により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる土地以外の土地

ウ 掘削対象地を、当該掘削対象地を含む管理区域に係る土壌汚染等調査において第2第2項第1号（第2第3項の規定により調査対象地を区画した場合にあっては同項）及び第2号の規定に基づき調査対象地を区画した単位区画（自主調査にあっては、第2第2項第1号及び第2号に準じて調査対象地を区画した単位区画）に区画する方法により区画すること。

エ ウの規定により区画された掘削対象地（以下「掘削対象単位区画」という。）について、次に定めるところにより、試料採取等の対象とすること。

(ア) イ(ウ)に掲げる土地（掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。）を含む掘削対象単位区画

(イ) イ(イ)又は(ウ)に掲げる土地のうち掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分

類されたものを含む掘削対象単位区画（（ア）に掲げる掘削対象単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。）がある場合において、次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a 又は b に定める掘削対象単位区画

a 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 ウの規定により掘削対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下この条において「掘削対象30メートル格子」という。）にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか1区画（当該掘削対象30メートル格子の中心を含む掘削前調査一部対象単位区画がある場合にあつては、当該掘削前調査一部対象単位区画）

b 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の（a）又は（b）に掲げる場合の区分に応じ、当該（a）又は（b）に定める掘削対象単位区画

（a）掘削対象30メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が6以上である場合 当該掘削対象30メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか5区画

（b）掘削対象30メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が5以下である場合 当該掘削対象30メートル格子内にあるすべての掘削前調査一部対象単位区画

オ エの規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画の中心（当該掘削対象単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点）において、次の土壌の採取を行うこと。

（ア）表層の土壌

（イ）深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌

（ウ）地表から深さ50センチメートルの土壌

（エ）深さ1メートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの1メートルごとの土壌

（オ）帯水層の底面の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帯

水層の底面がある場合に限る。)

(カ) 掘削の対象となる部分の深さの土壌

(キ) 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合にあつては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌

(ク) 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であつて、当該地層の厚さが1メートル未満である場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。）

カ オ(ア)及び(イ)の規定により採取された表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

キ エ（エ(イ) bに係る部分に限る。）の規定により掘削対象30メートル格子内にある2以上の掘削対象単位区画が試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画である場合にあつては、当該2以上の掘削対象単位区画に係るオの規定により採取された土壌（カに規定する場合には、カの規定により混合された土壌）をオ(ア)から(ク)までに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。

ク オからキまでの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質の量を測定する場合にあつては深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌及びオ(キ)の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合にあつては地表から深さ50センチメートルの土壌並びにオ(キ)の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌を除く。）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては平成15年環

境省告示第18号で定める方法により、当該土壌（地表から深さ50センチメートルの土壌並びにオ(キ)の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌を除く。）に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては平成15年環境省告示第19号で定める方法により、それぞれ測定すること。

ケ エ（エ(イ)に係る部分に限る。）の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係るクの測定において、当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象30メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画において、オ、カ及びクの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては平成15年環境省告示第18号で定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては平成15年環境省告示第19号で定める方法により、それぞれ測定することができること。

(3) 掘削後調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 前号ア及びイに定めるところにより、掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、当該掘削対象地を特定有害物質の種類ごとに同号イ(ア)から(ウ)までに掲げる区分に分類すること。

イ 掘削対象地を、前号ウに定める方法により区画し、掘削対象単位区画において土壌の掘削の対象となる部分の深さまで1メートルごとの土壌を掘削すること。

ウ イの規定により掘削した土壌が混合するおそれのないように、100立方メートル以下ごと（掘削対象地を含む管理区域に係る土壌汚染等調査において第2第2項第2号の規定に基づき隣接する単位区画を1の単位区画とした場合（自主調査にあつては、同号に準じて隣接する単位区画を1の単位区画とした場合）にあつては、130立方メートル以下ごと）に区分すること。

エ ウの規定により区分されたそれぞれの土壌（以下「ロット」という。）について、次に掲げるところにより、試料採取等の対象とすること。

(7) 前号イ(ウ)に掲げる土地（掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。）の土壌を含むロット

(イ) 前号イ(イ)又は(ウ)に掲げる土地のうち掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものの土壌を含むロット（(7)に掲げるロットを除く。以下「一部対象ロット」という。）がある場合において、次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a 又は b に定めるロット

a 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 掘削対象30メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか1の一部対象ロット

b 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める一部対象ロット

(a) 掘削対象30メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットの数が6以上である場合 当該掘削対象30メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか5の一部対象ロット

(b) 掘削対象30メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットの数が5以下である場合 当該掘削対象30メートル格子内にあった同じ深さのすべての一部対象ロット

オ エの規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分（当該ロットにおいて基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分）において掘削直後に、任意の5点の土壌を採取すること。

カ オの規定により採取された5点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること。

キ エ（エ(イ) bに係る部分に限る。）の規定により掘削対象30メー

ル格子内にあった同じ深さのロットのうち2以上の一部対象ロットが試料採取等の対象とされた一部対象ロットである場合にあっては、当該2以上の一部対象ロットに係るカの規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

ク オからキまでの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質に係る測定を行う場合にあっては、オの規定により採取された5点の土壌のうち任意の1点の土壌）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては平成15年環境省告示第18号で定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては平成15年環境省告示第19号で定める方法により、それぞれ測定すること。

2 搬出しようとする土壌に係る土壌汚染等処理基準に適合する旨の認定

(1) 条例第60条第1項の規定による市長の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書（指針第4号様式）を提出しなければならない。

ア 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 管理区域の所在地

ウ 条例第60条第1項の規定による調査（以下「認定調査」という。）の方法の種類

エ 掘削前調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

オ 掘削後調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った日時、調査対象とした土壌全体の体積、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

カ 認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

キ 認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者

証の交付番号

- (2) 市長は、前号の申請があったときは、次のア又はイに掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める土壌について、条例第60条第1項の認定をするものとする。

ア 掘削前調査の方法 前項第2号オからキまでの規定により採取され、又は混合された土壌のうち連続する2以上の深さにおいて採取された土壌を同号ク又はケの規定に基づき測定した結果、その汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該2以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る同号エの掘削対象単位区画内の土壌（当該2以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分において、土壌汚染等調査又は自主調査の結果、少なくとも1の特定有害物質の種類について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壌を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する2の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある土壌を除く。）

イ 掘削後調査の方法 前項第3号クの測定において同号クの測定に係る土壌の汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壌に係るロット

3 運搬に関する基準

条例第60条の2の管理汚染土壌の運搬に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 運搬は、次のように行うこと。

ア 特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

イ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

- (2) 特定有害物質等が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点

検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

(3) 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。

(4) 運搬の用に供する自動車等の両側面に管理汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格 Z 8305に規定する140ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該管理汚染土壌に係る管理票を備え付けること。

(5) 混載等については、次によること。

ア 運搬の過程において、管理汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。

イ 運搬の過程において、管理汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。

ウ 異なる管理区域から搬出された管理汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された管理区域ごとに区分して運搬すること。ただし、当該管理汚染土壌を1の汚染土壌処理施設において処理する場合（当該管理汚染土壌を土壌汚染対策法第22条第2項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限り。）は、この限りでないこと。

(6) 管理汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。

ア 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、管理汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。

イ 積替えの場所から特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

(7) 管理汚染土壌の保管は、管理汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。

(8) 管理汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。

ア 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(ア) 特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する管理汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

(イ) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。

a 大きさが縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。

b 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。

イ 当該保管施設からの特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。

(イ) 管理汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。

(ウ) 屋内において管理汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。

(9) 第6号及び前号の場合であって、管理汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該管理汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。

ア 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。

イ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。

ウ 当該移動させる管理汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。

エ 当該移動させる管理汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。

オ アからエまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

(10) 管理汚染土壌の荷卸しは、条例第60条第1項から第3項までの規定により提出した届出書に記載された場所（管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であつ

- て、当該管理汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設）以外の場所で行ってはならないこと。
- (11) 管理汚染土壌の引渡しは、条例第60条第1項から第3項までの規定により提出した届出書に記載された者（管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者）以外に行ってはならないこと。
 - (12) 管理汚染土壌の運搬は、管理区域外への搬出の日から30日以内に終了すること。
 - (13) 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。
 - (14) 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に管理汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。
 - (15) 当該管理汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。

第11 汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査

- 1 条例第60条の7第1項の生活環境影響調査は、次に掲げる方法により行わなければならない。
 - (1) 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力並びに当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を勘案し、当該汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水又は土壌に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものを調査項目として選定すること。
 - (2) 前号の規定により選定した調査項目（以下「選定調査項目」という。）の現況を把握すること。
 - (3) 当該汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために必要な水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況を把握すること。

- (4) 当該汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理することによる選定調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲を予測すること。
- (5) 当該汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析すること。

2 条例第60条の7第2項の生活環境影響調査の結果を記載した書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 選定調査項目
- (2) 前項第2号及び第3号の規定により把握した現況並びにその把握の方法
- (3) 前項第4号の規定により予測した結果及びその予測の方法
- (4) 前項第5号の規定により分析した結果
- (5) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水又は土壌のうち、これらに係る事項を選定調査項目に含めなかったもの及びその理由
- (6) その他当該生活環境影響調査に関して参考となる事項

第12 記録の保管及び承継

条例第61条第1項に基づいて作成する土壌汚染等調査若しくは自主調査又は汚染の除去等の措置若しくは汚染の拡散の防止等の措置についての記録は、次のとおりとする。

- (1) 土壌汚染等調査若しくは自主調査又は汚染の除去等の措置若しくは汚染の拡散の防止等の措置の実施の経過及びあらまし
- (2) 条例に基づく報告書及び届出書の写し
- (3) 調査機関からの報告書
- (4) 将来、土地の形質の変更をしようとするときに留意すべき事項
- (5) 管理区域外へ搬出した管理汚染土壌の処理、処分の記録
- (6) モニタリング結果
- (7) その他必要な事項

別表 1 特定有害物質の種類ごとの調査項目

使用目的	加工用、洗浄用、検査用等
使用形態	特定有害物質等を使用していた設備、機器等
使用状況	特定有害物質等の使用目的別の濃度、使用量、使用期間、作業工程等
排出状況	特定有害物質等の排出時の濃度、排出量、排出期間、排出経路（地下への浸透を含む。）、敷地内処分等
処理状況	特定有害物質等の処理施設の有無、処理施設における処理方法及び処理量、処理施設の設置場所等
事故状況	特定有害物質等に係る事故の有無、事故の発生日時、事故内容、漏えい量等
使用場所等	特定有害物質等の使用場所、建物及び設備の配置状況等
製造状況	特定有害物質等の製造施設の有無、製造施設における製造方法及び製造量、製造施設の設置場所等
保管場所	特定有害物質等の保管方法、保管量等

別表 2 土地の区分と汚染の除去等の措置

土地	講ずべき汚染の除去等の措置	土壌汚染等対策指針で定める汚染の除去等の措置
1 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（以下「地下水の水質の測定」という。）	次項から 6 の項までの左欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び右欄に定める汚染の除去等の措置
2 土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	基準不適合土壌のある区域の側面に、不透水層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。） 又は基準不適合土壌を当該土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）	ア 当該土地に地下水汚染の拡大を防止するための構造物を設置すること（以下「地下水汚染の拡大の防止」という。） イ 基準不適合土壌を当該土地から取り除き、又は基準不適合土壌の中の特定有害物質を取り除くこと（以下「土壌汚染の除去」という。）

3 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	ア 基準不適合土壌を当該土地から掘削し、当該土地に必要な水密性及び耐久性を有する構造物を設置し、並びに当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮断工封じ込め」という。） イ 地下水汚染の拡大の防止 ウ 土壌汚染の除去
4 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	ア 基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更すること（以下「不溶化」という。） イ 遮断工封じ込め ウ 地下水汚染の拡大の防止 エ 土壌汚染の除去
5 土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染	遮断工封じ込め	ア 地下水汚染の拡大の防止 イ 土壌汚染の除去

が生じている土地		
6 土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	ア 遮断工封じ込め イ 地下水汚染の拡大の防止 ウ 土壌汚染の除去
7 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって土地の形質の変更が頻繁に行われることにより次項若しくは9の項に定める措置の効果の確保に支障が生ず	土壌汚染の除去	ア 舗装すること（以下「舗装」という。） イ 人が立ち入ることができないようにすること（以下「立入禁止」という。）

るおそれがあると認められるものに限る。)		
8 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ50センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であって、地表面を50センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものに限る、前項に掲げる土地を除く。）	土壌を掘削して地表面を低くし、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌により覆うこと（以下「土壌入換え」という。）	ア 舗装 イ 立入禁止 ウ 土壌汚染の除去
9 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（前2項に掲げる土地を除く。）	土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌により覆うこと（以下「盛土」という。）	ア 舗装 イ 立入禁止 ウ 土壌入換え エ 土壌汚染の除去

別表3 土地の区分と汚染の拡散の防止等の措置

土地	講ずべき汚染の拡散の防止等の措置	土壌汚染等対策指針で定める汚染の拡散の防止等の措置
1 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	地下水の水質の測定	次項から11の項までの左欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び右欄に定める汚染の拡散の防止等の措置
2 土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染に起因して、地下水の第一種特定有害物質による汚染状態が第二地下水基準（別表5の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件をいう。以下同じ。）に適合しない土地	当該土地に地下水汚染の拡散を防止するための構造物を設置すること（以下「地下水汚染の拡散の防止」という。）	ア 原位置封じ込め イ 遮水工封じ込め ウ 地下水汚染の拡大の防止 エ 土壌汚染の除去
3 土壌の第一種特定	地下水の水質の測定	ア 原位置封じ込め

有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）		イ 遮水工封じ込め ウ 地下水汚染の拡散の防止 エ 地下水汚染の拡大の防止 オ 土壌汚染の除去
4 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因して、地下水の第二種特定有害物質による汚染状態が第二地下水基準に適合しない土地	地下水汚染の拡散の防止	ア 原位置封じ込め イ 遮水工封じ込め ウ 遮断工封じ込め エ 地下水汚染の拡大の防止 オ 土壌汚染の除去
5 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	地下水の水質の測定	ア 原位置封じ込め イ 遮水工封じ込め ウ 遮断工封じ込め エ 地下水汚染の拡散の防止 オ 地下水汚染の拡大の防止 カ 土壌汚染の除去

6 土壌の第二種特定 有害物質による汚染 状態が土壌溶出量基 準に適合せず、当該 土壌の第二種特定有 害物質による汚染に 起因して、地下水の 第二種特定有害物質 による汚染状態が第 二地下水基準に適合 しない土地（４の項 に掲げる土地を除く。）	地下水汚染の拡散の防 止	ア 原位置封じ込め イ 遮水工封じ込め ウ 遮断工封じ込め エ 地下水汚染の拡大 の防止 オ 土壌汚染の除去 カ 不溶化
7 土壌の第二種特定 有害物質による汚染 状態が土壌溶出量基 準に適合せず、当該 土壌の第二種特定有 害物質による汚染に 起因する地下水汚染 が生じている土地（ 前３項に掲げる土地 を除く。）	地下水の水質の測定	ア 原位置封じ込め イ 遮水工封じ込め ウ 遮断工封じ込め エ 地下水汚染の拡散 の防止 オ 地下水汚染の拡大 の防止 カ 土壌汚染の除去 キ 不溶化
8 土壌の第三種特定 有害物質による汚染 状態が第二溶出量基 準に適合せず、当該 土壌の第三種特定有 害物質による汚染に 起因して、地下水の 第三種特定有害物質	地下水汚染の拡散の防 止	ア 遮断工封じ込め イ 地下水汚染の拡大 の防止 ウ 土壌汚染の除去

による汚染状態が第二地下水基準に適合しない土地		
9 土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	地下水の水質の測定	ア 遮断工封じ込め イ 地下水汚染の拡散の防止 ウ 地下水汚染の拡大の防止 エ 土壌汚染の除去
10 土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因して、地下水の第三種特定有害物質による汚染状態が第二地下水基準に適合しない土地（8の項に掲げる土地を除く。）	地下水汚染の拡散の防止	ア 原位置封じ込め イ 遮水工封じ込め ウ 遮断工封じ込め エ 地下水汚染の拡大の防止 オ 土壌汚染の除去
11 土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有	地下水の水質の測定	ア 原位置封じ込め イ 遮水工封じ込め ウ 遮断工封じ込め エ 地下水汚染の拡散の防止

害物質による汚染に 起因する地下水汚染 が生じている土地（ 前３項に掲げる土地 を除く。）		オ 地下水汚染の拡大 の防止 カ 土壌汚染の除去
---	--	--------------------------------

別表 4 措置の種類と実施の方法

措置の種類	措置の実施の方法
1 地下水の水質の測定	ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目までは1年に1回以上、11年目以降は2年に1回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定すること。 イ アの測定の結果を市長に報告すること。
2 原位置封じ込め	ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。 ウ 基準不適合土壌のある範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある不透水層（厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル（岩盤にあつては、ルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

	エ ウの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。 オ エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 カ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じエにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。）により覆うこと。 キ ウの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の当該範囲の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。 ク ウの構造物により囲まれた範囲に1以上の観測井を設け、キの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
3 遮水工封じ込め	ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ アにより把握された基準不適合土壌を掘

削し、掘削された基準不適合土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。

ウ 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部にイにより掘削された基準不適合土壌を埋め戻すこと。

エ ウにより埋め戻された場所を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。

オ エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

カ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じエにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。

キ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定し、地下水汚染が生じ

	ていない状態が2年間継続することを確認すること。 ク ウにより埋め戻された場所の内部に1以上の観測井を設け、キの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
4 地下水汚染の拡大の防止	(1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。 イ アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令第4条第1号ト(1)に規定する排出水基準をいう。以下同じ。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第4条第1号チ(1)に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除すること。 ウ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそ

れがあると認められる範囲であって、基準不適合土壤のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。

エ ウの測定の結果を市長に報告すること。

(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止

ア 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させるために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。以下同じ。）を設置すること。

イ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壤のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定し、地下水汚染

	が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 ウ イの測定の結果を市長に報告すること。
5 土壌汚染の除去	(1) 基準不適合土壌の掘削による除去 ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ アにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。 ウ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、イにより土壌の埋め戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に、土壌の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壌汚染の除去を行う場合にあつては、地下水汚染

が生じていない状態を1回確認すること。

(2) 原位置での浄化による除去

ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ 土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壤を掘削せずに行う方法により、アにより把握された基準不適合土壤から特定有害物質を除去すること。

ウ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、イの基準不適合土壤からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された基準不適合土壤のある範囲に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。

エ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、イの基準不適合土壤からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された基準不適合土壤のある範囲について、100平方メートルにつき1地点の割合で深さ1メートルからアにより把握された基準不適合土壤のある深さまでの1メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物

	質の量を平成15年環境省告示第19号で定める方法により測定し、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。
6 遮断工封じ込め	ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ アにより把握された基準不適合土壌を掘削すること。 ウ 当該土地に、基準不適合土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。 (ア) 一軸圧縮強度が1平方ミリメートルにつき25ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。 (イ) 埋め戻す基準不適合土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。 (ウ) 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。 エ ウにより設置した仕切設備の内部に、イにより掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと。 オ エにより土壌の埋め戻しを行った後、ウの開口部をウ(ア)から(ウ)までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。 カ オにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

	キ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じオにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 ク エにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に 1 以上の観測井を設け、1 年に 4 回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が 2 年間継続することを確認すること。 ケ エにより埋め戻された場所の内部に 1 以上の観測井を設け、クの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
7 不溶化	(1) 原位置不溶化 ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ アにより把握された基準不適合土壌を薬剤の注入その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。 ウ イにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲について、100平方メートルごとに任意の地点において深さ 1

メートルからアにより把握された基準不適合土壤のある深さまでの1メートルごとの土壤を採取し、当該土壤について特定有害物質の量を平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定し、土壤溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。

エ イにより性状の変更を行った基準不適合土壤のある範囲について、当該土地の区域外への基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。

オ イにより性状の変更を行った基準不適合土壤のある範囲にある地下水の下流側に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。

(2) 不溶化埋め戻し

ア 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ アにより把握された基準不適合土壤を掘削し、掘削された基準不適合土壤を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壤溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤とすること。

	ウ イにより性状の変更を行った土壌について、おおむね100立方メートルごとに5点から採取した土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌について特定有害物質の量を平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定し、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。 エ ウにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への管理汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 オ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。
8 舗装	ア 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが3センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであって、容易に取り外すことが

	できないもの（以下「モルタル等」という。））により覆うこと。 イ アにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
9 立入禁止	ア 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。 イ 当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 ウ アにより設けられた囲いの出入口（出入口がない場合にあっては、囲いの周囲のいずれかの場所）の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。
10 土壌入換え	(1) 区域外土壌入換え ア 当該土地の土壌を掘削し、イにより覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生じないようにすること。 イ 当該土地のうち地表から深さ50センチメートルまでに基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）によ

	り覆うこと。 ウ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 (2) 区域内土壌入換え ア 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ アにより把握された基準不適合土壌のある範囲において、アにより把握された基準不適合土壌及び地表から当該基準不適合土壌のある深さより50センチメートル以上深い深さまでの基準不適合土壌以外の土壌を掘削すること。 ウ イにより掘削を行った場所にイにより掘削された基準不適合土壌を埋め戻すこと。 エ ウにより埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、イにより掘削された基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 オ エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
11 盛土	ア 当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。 イ アにより設けられた覆いの損壊を防止す

	るための措置を講ずること。
12 地下水汚染の拡散の防止	(1) 揚水施設による地下水汚染の拡散の防止 ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡散を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。 イ アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準に適合させて公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準に適合させて下水道に排除すること。 ウ 当該土地の地下水汚染が拡散するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定し、地下水から検出された特定有害物質が第二地下水基準に適合するものであることを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 エ ウの測定の結果を市長に報告すること。 (2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡散の防止 ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡散を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁を

	設置すること。 イ 当該土地の地下水汚染が拡散するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定し、第二地下水基準に適合しない地下水が当該土地の区域外に拡散していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 ウ イの測定の結果を市長に報告すること。
--	--

備考 地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、舗装、立入禁止、土壌入換え、盛土又は地下水汚染の拡散の防止を行うに当たっては、管理汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

別表 5 第二地下水基準

特定有害物質の種類	第二地下水基準
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下であること。
シマジン	1 リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
シアン化合物	1 リットルにつきシアン1ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.2ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき1ミリグラム以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.4ミリグラム以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.2ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	1 リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム以下であ

	ること。
チウラム	1 リットルにつき0.06ミリグラム以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.06ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.3ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下であること。
^ひ 砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム以下であること。
ベンゼン	1 リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素10ミリグラム以下であること。
P C B	1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
有機りん化合物	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。

帯水層の深さに係る確認申請書	
年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
申請者 住 所	
氏 名 印	
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
土壌汚染等対策指針第 6 第 2 項第 1 号（第 8 第 1 項第 2 号又は第 9 第 1 項第 2 号において準用する場合を含む。）の規定による管理区域における帯水層の深さに係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。	
管 理 区 域 の 所 在 地	
地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由	
地 下 水 位 の 観 測 の 結 果	
最も浅い地下水を含む帯水層の深さ	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

健康被害防止措置等と一体として行われる 土地の形質の変更の確認申請書	
年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
申請者 住 所	
氏 名 印	
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
土壌汚染等対策指針第 6 第 3 項第 1 号の規定による健康被害防止措置等と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。	
土地の形質の変更を行う 管理区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日 及び完了予定日	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、
本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている
土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所

氏 名 印

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

土壌汚染等対策指針第 6 第 4 項第 1 号（第 8 第 1 項第 3 号又は第 9 第 1 項第 3 号において準用する場合を含む。）の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う 管理区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日 及び完了予定日	
土地の形質の変更を行う管理区域に おいて講じられている 汚染の除去等の措置	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、
本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書	
年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
申請者 住 所	
氏 名 印	
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第60条第 1 項の規定により、 管理区域から搬出する土壌について、土壌汚染等処理基準に適合する旨の認定を受け たいので、次のとおり申請します。	
管 理 区 域 の 所 在 地	
認 定 調 査 の 方 法 の 種 類	
認 定 調 査 の 結 果 に 関 す る 事 項	
分析を行った計量法第107条の 登録を受けた者の氏名又は名称	
認 定 調 査 を 行 っ た 指定調査機関の氏名又は名称	
調査に従事した者を監督した 技術管理者の氏名及び 技術管理者証の交付番号	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、
本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課